

みやぎ生協における「生活相談・貸付事業」にみる多重債務者等の現状

厚生労働省平成26年度社会福祉推進事業

日本生協連発行『地域購買生協における「生活相談・貸付事業」の実施・運営に関する調査研究』報告書より

みやぎ生協による「生活相談・貸付事業」の概要

1982年みやぎ生協設立。組合員69万人で県民世帯の7割が組合員。事業高1025億円(2015.3現在)
2013年9月17日「みやぎ生協くらしと家計の相談室」開室(月~土・10時~17時(祝日は休み))

相談状況(2013.9~2014.12)

電話相談(来談予約含む)件数1355件、うち面談来談件数897件

相談内容(重複あり):暮らしの相談4%、生活資金相談47%、債務整理資金相談51%

認知経路(重複あり):生協おじらせ38%、マスメディア・CM11%、社会福祉協議会13%、自治体11%、知人7%、自治体広報5%等

370人(面談者中41.2%)に資金貸付

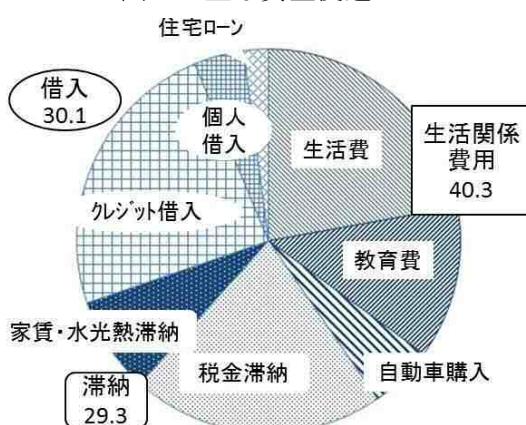
- 1人あたり平均貸付額

生活資金 55万円

債務整理資金 124万円

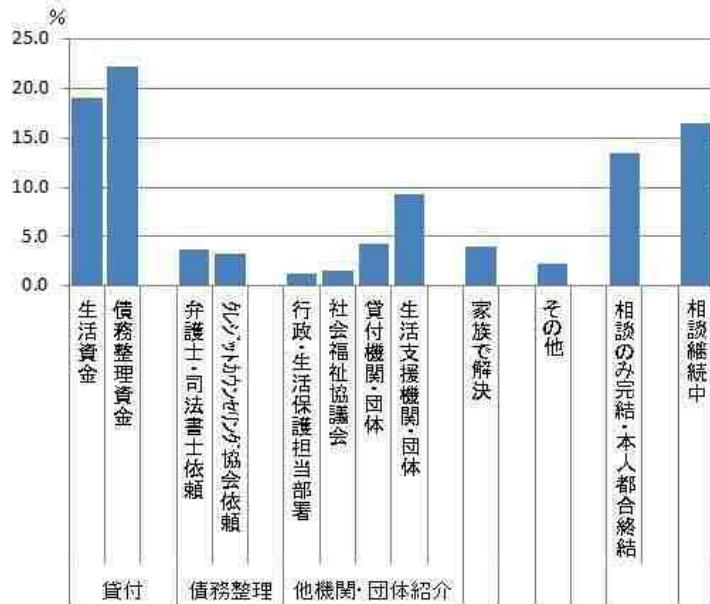
- 資金使途

図2 主な資金使途



完済者(35人)を除いた335人の集計

図1 面談者(897人)への対応(重複あり)



借入、滞納などが重複している者も多い。

国保税・住民税の滞納が多く、差し押さえ予告、差し押さえ後の切羽詰まった状況での相談多い。

大震災の影響:直接の被災というより、震災の影響で失業、転職などにより生活困難が生じている。

具体的な状況例:

長期失業後就職できたが初任給までの生活費、就職決まったが遠方のため通勤用に中古車購入、自己破産後の転居費用、傷病手当支給までの生活費、冠婚葬祭による支出増のため年金支給日まで生活費不足、退職金で債務整理を予定しているが退職金支給までのつなぎ資金、交通事故の罰金の納入期限までに資金準備不能等

・貸付対象者の属性

男性66%、配偶者あり56%、1人暮らし23%、

年齢(20歳代7%、30歳代17%、40歳代30%、50歳代21%、60歳代20%、70歳以上5%)

職業(会社員・公務員58%、自営10%、パート・アルバイト16%、派遣6%)

*雇用者の場合でも、勤め先が社会保険未加入の者も少なくない

本人年収(100万未満6%、~200万21%、~300万29%、~400万24%、~500万5%、500万以上8%)

・返済状況

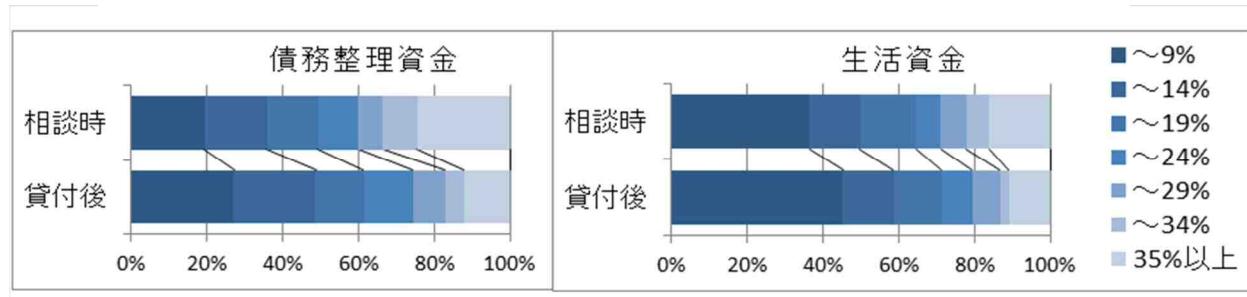
2015年決算での貸倒:2件49万円(残高対比の貸倒率0.19% 理由 本人死亡と自己破産)

延滞件数(3ヶ月超の延滞):57件(2015年2月時点・総件数307件中18.7%)

貸付による効果

家計負担の軽減

図3 貸付による返済額比率（年収に占める年間返済額の比率）の変化



注：住宅ローン返済分も含む

貸付利用者の認識（貸付後3ヶ月後のアンケート 貸付組合員370人のうち101人の回答集計）

大きく改善13%、改善59%、変化なし23%、悪化3%、大きく悪化2%

課題

税金滞納について：切羽詰まった状況で自治体等から紹介を受け対応することが少なくない

→ 差し押さえ予告に至る前に、自治体により家計見直し相談への積極的誘導はできないか、

「貸し倒れリスクへの対応」

経済基盤が弱い者の割合大

住民税非課税世帯であるが社会福祉協議会の資金貸付対象外の者へも状況を見極め貸付実施

社会福祉協議会からの紹介の具体的な内容：

前年度収入が高い。必要な時期までに貸付実行手続きが間に合わない。就職活動中であり総合生活支援金貸付の対象外。就職先が決まったが給与が出るまでの生活費必要。10万円以上の資金が必要で緊急小口資金では対応不能。債務返済資金、交通事故罰金、生活保護受給のために引越等の貸付は対象外。既に借入中の福祉資金が全額返済されていない。連帯保証人を立てられない（注1）。

延滞者には再相談と生活実態に合わせた貸付条件を緩和（返済額の見直し、返済猶予等）しながら対応
事業の公益性

組合員以外の相談にも対応（注2）

貸付対象者だけでなく、相談を受けた人へ生活改善に向けた対応

公的な福祉制度の対象者相当であるが使途など貸付条件が該当しない制度の谷間にある方に対応

貸付金利水準（9%）

生活資金貸付が増加傾向にあり貸付も小口化しており、無料での相談のため、現状では引き下げにくい。
→何らかの公的な支援のしくみ（例：貸倒の一定割合補償等）は考えられないか

→事業経費削減のために相談事業と借入申込みは地域の生協が行い、貸付事業は事業連合が一括で行なうスキームが考えられないか（生活福祉資金貸付制度では市町村社協が借入相談と借入申込みを受け、審査と貸付は都道府県社協が担っている。）

* 生活困窮者支援制度への対応

みやぎ生協は就労支援、子どもの教育支援、ホームレス支援団体など5団体で仙台・宮城生活困窮者自立支援共同体を結成し、仙台市から自立支援相談事業を受託。しかし、家計相談支援事業は任意事業となっているため仙台市は実施していない。自立した生活継続の基礎は家計にあることから家計相談支援事業も必須事業にすることが必要。

注1 貸付条件は「原則必要。ただし、保証人なしでも貸付可」となっている。

注2 生協法上、相談事業は福祉事業として件数で100/100まで組合員以外の相談が認められている。みやぎ生協は相談者の約4割が非組合員。ただし貸付けを受ける場合は組合加入が必要。

※なお、クレジットカウンセリング協会への依頼が多いのは債務整理費用が無料なため（図1参照）。